

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年8月29日（火）15:08～15:58
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	阿曾沼 元博	順天堂大学客員教授、医療法人社団澁志会社員・理事
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<諮問会議議員>

議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科 教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
----	-------	---

<関係省庁>

岡 英範	厚生労働省 職業安定局雇用保険課 課長
重永 将志	厚生労働省 年金局事業管理課 課長
宿里 明弘	厚生労働省 労働基準局労働保険徴収課 課長
稲田 俊介	厚生労働省 保険局保険課 課長補佐
村木 圭	金融庁 総合政策局総合政策課 政策企画室長

<自治体等>

田中 健	東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長（プロモーション推進担当部長・ スタートアップ戦略推進担当部長兼務）
草野 聡子	東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 プロモーション推進担当課長 （スタートアップ戦略推進担当課長兼務）
高井 章行	東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 統括課長代理
佐々木 啓祐	東京都 スタートアップ・国際金融都市戦略室 課長代理

柏木 佑太	大阪府 成長戦略局国際金融都市グループ グループ長（課長補佐）
新井 美穂子	大阪市 経済戦略局立地交流推進部 国際金融企画担当 課長
久保田 研介	札幌市 まちづくり政策局 グリーン・トランスフォーメーション推進室 特区担当課長
木村 朋路	札幌市 経済観光局経済戦略推進部 企業立地担当課長
樽井 功英	北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課 GX特区推進担当課長
徳永 博昭	福岡県 企業立地課 企画主査
塩田 優一	福岡市 経済観光文化局国際金融機能誘致担当 係長

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 行政手続きの英語対応（厚生労働省）
- 3 閉会

○水野参事官 それでは、少しお時間は早いのですが、皆さん、そろわれたということですので、ワーキングを始めさせていただければと思います。

まずは、本日ですが、先日の本ワーキンググループの運営細則の改正によりまして、諮問会議議員がワーキングに参加できるという格好になってございます。本日は、諮問会議の議員でいらっしゃる大槻先生にも入っていただいております。

それでは、本日のワーキンググループのヒアリングを開始させていただきます。

本日の議題は「行政手続きの英語対応」でございます。

厚生労働省、東京都、大阪府、大阪市、北海道、札幌市、福岡県、福岡市、金融庁に、オンラインで参加していただいております。

今日の資料は、厚生労働省から提出いただいておりますけれども、資料と議事につきましては、公開予定としております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を、厚生労働省から、10分程度でしていただいて、それを受けまして、自治体の皆さんから、コメントがありましたら、御発言いただいて、その後、委員の先生方による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「行政手続きの英語対応」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

お忙しい中、本日は、御参加いただきまして、ありがとうございます。

本件につきましては、3月・4月の特区ワーキングヒアリングを経て、6月の国家戦略特区諮問会議におきまして、取り組むべき規制制度改革事項として、2024年度後半の早期に開業ワンストップセンター等において英語での申請書の作成・提出が可能になるよう決定しておりました。厚生労働省におかれましては、10月の手続開始に向けて提案自治体との調整が進められているということですので、本日は、その具体的な措置内容を御説明いただきたいと思いますと考えております。

それでは、早速、厚生労働省から、御説明をお願いいたします。

○岡課長 厚生労働省でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料に沿って、御説明いたします。

まず、表紙の次のページからです。まず、今、四つの自治体で開業ワンストップセンターを開設していただいて、そこに英語のできる方を配置していただいていると思います。外国の企業で日本で開業したい企業については、まず、このワンストップセンターで面談・打合せの予約をしていただきまして、予約日が決まりましたら、その日にちを御連絡するとともに、英語の様式と英語で書かれている記載ガイドをお送りいたします。事前に英語で書いてきていただいた書類を、当日、外国企業の担当者の方に持ってきていただきまして、その場で国の窓口スタッフもおりますので、通訳を介しまして、英語で記載された書類の内容を日本語に変換して、受け付けていく、その際に、例えば、名前がこの表記でいかどうかといったことも確認するなどして、日本語に変換していくことを考えてございます。受け付けた書類について、もし後で不明な点あるいは確認すべき点がございましたら、そのときは、簡単なことであれば、このワンストップセンターの方にメールで取り次いでいただいて確認させていただき、結構重要なことであれば、もう一度、お手数ですがけれども、日にちを決めて、また3者が一堂に会して確認させていただくこともあります。受付が完了しましたら、最終的には、こちらから郵送で書類を送らせていただくといった流れで考えております。

次のページをお願いいたします。これまでの準備状況ということで、厚生労働省では、外国企業の方が英語で作成・提出できる様式が大体出来上がってまいりましたので、今はそれを精査しておるところでございます。それを使って、先ほど申し上げたような具体的なフローの調整を、これまでに、各自治体とそれぞれ2回ぐらい打合せをさせていただいて、詰めてきたところでございます。今後のスケジュールでございますけれども、いよいよ

よ10月から開始ということで、9月中旬を目途に、各自治体のワンストップセンターのスタッフの方、国の窓口スタッフが、現地で一堂に会しまして、オペレーションの確認を実際にやってみたいと考えてございます。9月中に、事務の流れ、先ほど申し上げた英語の様式や記載要領を最終的に確認いたしまして、日には調整中でございますけれども、10月からこのワンストップセンターにおいていよいよ手続が開始できるということで、準備を進めておるところでございます。

簡単ではございますけれども、今の準備状況でございます。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、今ほど厚生労働省から御説明いただきました説明に対しまして、発言を求める自治体があれば、挙手をお願いいたします。

田中さん、お願いします。

○田中特区・規制改革担当部長 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室担当部長の田中でございます。

厚生労働省には、私どもの提案に御理解をいただきまして、具体的な検討を進めていただいていることに、感謝を申し上げます。

そのような中で、事務処理手続について、2点、申し上げさせていただきたいと思えます。

まず、英語対応に当たって使用する書類の様式についてでございます。新たに作成していただく英語の様式や特にその様式の中で日本語の付記や翻訳が必要になるものがどの項目になるのかというところを、今、まさに御検討いただいております。一部の様式については、お示しいただいたところでございますが、翻訳の支援を行う自治体としましては、その内容を受けて、通訳者などの具体的な業務内容や業務量を把握し、体制を整備していくということが必要になってまいります。こうした準備期間も考慮いただきまして、今後とも、可能な限り早めに具体的な内容を共有していただきますよう、お願い申し上げます。

次に、受付書類に不明点等があった場合の外国企業への取次対応について、御説明いただいた資料で、これを開業ワンストップセンターで行うこととなっております。先ほど簡単な内容、対面でのことでございましたが、受付後のこうした翻訳支援を仮に専門知識のない自治体の通訳者が電話やメールなどで間に入って行った場合、かえって申請者との間に行き違いなどが生じてしまうことを懸念しております。都としてもできる限りの支援を行っていきたいと考えておりますが、この部分については、国の所管省庁側での対応を御検討いただくことを、可能な範囲で、お願い申し上げたいと思えます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかの自治体の方で御発言されたい方はいらっしゃいますか。

いらっしゃいませんでしたら、委員の皆様から御意見をいただくこととなりますけれども、今の東京都からの御発言に対しまして、厚生労働省様から、何か御説明や御回答いた

だけることがあれば、お願いしたいと思います。

○岡課長 御意見をありがとうございます。

まず、様式について、基本的には、全部英語で書く形になっております。あとは3者が面会した場で、国のスタッフの方で、名前や住所について、色々とお聞きして確認しながら、日本語に変換していくことを考えてございますので、自治体のスタッフの方にはそんなに過度な負担とはならないのかなと思っております。

先ほど、不明点があった場合にはできるだけ国の方で対応をというお話がございました。先ほどの説明の中で申し上げましたように、結構大きな話あるいは間違いが生じかねないような場合については、お手数ですけれども、もう一度、国のスタッフと外国の企業の方にも集まっていただいて確認すれば、ワンストップセンターの自治体の方にもあまり負担はかからないのかなど。ただ、本当に軽微なものについては、一々外国の企業の方に集まっていただくこともあれですし、本当に簡単なものについては、メールを取り次いでいただくをお願いするかもしれませんけれども、可能な限り御負担のないように、今後も相談させていただきたいなと思っております。

よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

東京都、何か重ねて御発言はありますか。

○田中特区・規制改革担当部長 御配慮いただきまして、ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。挙手をお願いします。

それでは、皆さん、今、お考えになっているのだと思うので、私のほうからです。

お伺いしたいことは、今回の措置は、金融・資産運用特区として指定された4地区についての措置だとお伺いしておりますけれども、金融・資産運用特区とは、基本的に、事実上の措置ですので、多分、厚生労働省の一連の法体系上に位置付けられる通知か何かで措置されるのだと思いますが、それは、どうやって引っ張ると言いますか、引用するのでしょうかということと、金融・資産運用特区で、要は、直接自治体を指定した場合に、何でその自治体で特にこういう特別な措置が可能なのかという趣旨がなかなか伝わらないようにも思うのですけれども、その場合に金融・資産運用特区という事実上の措置を使うことができるのだろうかということ、何となく私は難しいようにも思うので、今回の措置は本当に金融・資産運用特区に限った措置なのでしょうということ、その理由と、それを特区全体あるいは全国に広げていくようなおつもりはございますでしょうかという質問をさせていただきたいと思います。

○岡課長 我々も特区制度そのものを直接所管していないので、特区についての理解が正

しいかどうか分かりませんが、国家戦略特区の場合ですと、政令で地域を指定して法令の緩和といったことをやっていくことが一般的ではないかと思っております。ただ、今回のものは、あくまでも通常の法体系の下で、最終的には日本語に変換してシステム入力などを行うわけですが、最初に申請書を出してもらうところだけ、便宜上、英語で出してもらって、それを日本語に変換するというので、特に法令上の規制を緩和するといったことも必要はございません。こういう金融・資産運用特区は、私も位置付けを正確に分かっていないかもしれませんが、そういった実効上のことでできるのかなと考えております。これを全国に広げていくかどうかということですが、国で全国に広げていく予定はないのですけれども、今回、四つの自治体から御提案をいただいて、このような形で実施することとなったわけですが、もし、今回の四つの自治体以外でも、ワンストップセンターを作って、スタッフを配置して、同じようにやれる環境が整うということで御提案があれば、その新たな自治体でも実施することは十分に可能ではないかと考えてございます。

○中川座長 ありがとうございます。

これは、厚生労働省の通知でこういう措置を可能にするという御提案でございますよね。

○岡課長 はい。

○中川座長 そうだとすると、厚生労働省の通知で多分これを可能とする自治体を引っ張ることになると思うのですけれども、おそらく、国家戦略特区であるなんちゃらかんちゃらということであれば、それはそれで、うんうんという感じになると思うのですけれども、正式な制度としての資産運用特区というものはないので、今、厚生労働省から御説明があったように、特区であれば、ワンストップセンターを整備して、同じようなものが可能となったところについては可能にするということが制度的には整理できる措置かなとも思うのです。基本的に、今手が挙がっているものは四つの自治体だと思いますが、それ以外にも、特区と同じような措置をやりたい、同じようなサポート体制を整備するというものについては、御相談の上でということになるかと思いますが、それを可能にする用意はおありになるということでしょうか。

○岡課長 同じような仕組みができればということが前提ですけれども、ほかの自治体でもできないわけではないとは思いますが。

○中川座長 分かりました。

それでは、挙手をいただいておりますので、堀委員から、まず、御発言をお願いします。

○堀委員 御説明をありがとうございます。

いただいた業務フロー案を拝見しますと、英語の様式を作成し、自治体の協力を得ながら日本語を書いていくと。まずは、紙に落としていくということなのでしょうかね。アナログ対応をされていって、国の窓口スタッフがまたそれをパソコンか何かで持って帰って入力する対応ということになるのでしょうか。これにかかってくる、窓口スタッフ、国のスタッフは何人ぐらいいらっしゃるって、予約日というものは、例えば、月に何日ぐらいの

お話なのか、そのときに何件ぐらい受けられるのか、どのような件数をこの業務フローの中でこなされようとされているのか、そのあたりを教えていただきたいと思っています。

また、日本語が正になるのか、英語が正になるのか。これは、日本語入力をしていくので、日本語を正とするということなのかなと思っていますのですが、そうすると、英語の入力で提出が完了したということではないので、日本語が最終的に正しく全て入力されるまで未完成ということになるのでしょうか。健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険と四つの保険についていただいているのですが、1回でどのぐらいの時間がかかるのか。最初の対応ということで、できることを暫定的な措置ということでの御検討だと思わすけれども、英語の書類を持ってきてから日本語での入力が完了するまでに何日ぐらいかかる御想定なのか。英語のまま提出して、システム対応も含めて、長期的な対応プランは、今後、御検討されるのか。このあたりをお伺いしたいと思っております。

○岡課長 雇用保険のことについて申し上げますと、英語の書類を持ってきていただいて、そのワストップセンターの場で、パソコンから、確認しながらですけれども、画面上で入力するということになります。何分かかかるかは分からないですけれども、その日のうちというか、そんなに長い時間ではなく入力是可以すると思わす。ただ、後で不明な点等があればまた確認をさせていただくことはありますけれども、これは別に英語の場合であろうと日本語の場合であろうと同じ話でございます。今回、四つの地区があつて、もしかすると東京が一番多いのかもしれませんが、例えば、北海道・札幌市の場合ですと、想定している数として、年間に10法人ぐらいではないかというお話でしたので、こちらのスタッフとしても、そんなに何人も必要はないのではないかなと思わす。予約日を決めてその日に行つてということで、そんなにたくさんの人数を国で確保しなくても、対応は十分に可能かなと考へてございす。

○堀委員 先ほどの保険ごとの窓口スタッフは、異なるスタッフが想定されるのですか。それとも、お1人の方が行かれれば、全ての保険に対応いただけるのですか。

○岡課長 雇用保険も労働保険の一部ということもあるのですけれども、雇用保険と労働保険は同じ人で対応できると思わす。年金は別に来ていただくということです。

○堀委員 健康保険も、別ですか。

○岡課長 健康保険も同じでいいですよ。

○稲田課長補佐 年金機構で健康保険についても適用事務をいただいておりますので、年金と健康保険は一緒という認識をしております。

○堀委員 そうすると、例えば、北海道で年間10法人でしょうというお話がありましたけれども、どこか1法人が申請したいと言つと、お2人の方が、その地域に出張されて、英語の書類を見ながら、日本語入力をする。私から日本語が正なのか英語が正なのかというお尋ねもしたのですが、書類としては英語の書類だけを受領して日本語が入力されていくので、日本語の書類を別につくるわけではないと理解したのですけれども、それでも四つの保険についてお2人がそれぞれ書類を確認しながらやつていくので、1日の中では入力

が完了するだろうという見通しなのですかね。4地域でどれぐらいのことになるのかは分からないのですが、それを出張ベースでやっていくとすると、ふだんの業務もありますでしょうから、結構大変な負荷だなと思って聞いておったわけです。年間で発生する出張が、東京であれば近いのかもしれませんが、窓口スタッフの負担感は、多くても、どれぐらいですか。4地域、少ない地域で10ですから、4地域で40、50～60件ぐらいの出張数を想定されている感じでしょうか。2倍ですからね。2人分、倍でかかるということかもしれません。

○岡課長 おっしゃるとおり、例えば、東京から全てのところに出張していると、そういうお話になるかと思うのですけれども、一応、4地域、それぞれで出先の現地のスタッフが対応する予定ですので、おっしゃるよりは負担は大きくないのではないかなと考えております。

○堀委員 現地スタッフとおっしゃるのは、保険事務所の方ということですか。出先の出張所の方ということですか。

○岡課長 そういうことですね。

○重永課長 例えば、札幌で行うものについては、札幌年金事務所の職員が対応します。東京から職員が札幌に行くということではなくて、札幌で年金事務所の通常業務をやっている職員がいますので、その職員が対応することになります。そんなに移動で時間がかかるとかということは考えていただかなくて大丈夫かなと思います。

○堀委員 分かりました。やってみてということかもしれませんが、これははやればはやるほど大変なのかなと思っておりまして、そういう意味でも、最後に御質問させていただいたような、システム入力で対応するとか、オンラインを活用するとか、少なくともどのような施策が可能なのかという長期的な対応プランもお考えいただきたいなと思いました。もし今何か御検討されているものがあれば、教えてください。

○岡課長 現時点では、特にこれ以上のものはないのですけれども、やってみて、本当にすごく繁盛しているということであれば、そこは、人数を増やすとか、色々やっていけないと思いますし、また、将来的にはシステムという話も出てくるかと思えます。

○堀委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

2点、確認、質問をさせていただきます。

まず、厚生労働省におかれましては、早期実施が必要なところ、速やかな対応をいただきまして、どうもありがとうございます。今の堀委員の質問にも類似しているのですが、確かに、件数が増えていくと、非常にコストもかかる懸念はありますが、出先機関もあるので、国から出張で行くという負担などは軽減されているのではないかと思います。例えば、外国企業担当者、国の窓口の方、自治体のワンストップセンターの通訳者が、リアル

で会うことを想定しているのですけれども、オンラインの面談とか、オンライン上で、例えば、英語書類と日本語書類を、映しながら3者がその場で確認しながら進めることは出来ないのか。あくまでもリアルでないとできないというルールがあるのでしょうかということが、まず、1点です。

2点目は、とはいえ、まだ件数が少ないうちはこのやり方でも可能だと思いますし、直接英語入力ができるようにするまで待ってからだと実施が遅くなるので、大きくは今御提案いただいた業務フロー案でよろしいのではないかと思うのですけれども、全ての手続が英語完結、デジタル完結であることが最終目標だとすると、英語入力可能なシステム改修とこれに対応する職員の育成や確保に関して、具体のスケジュールはまだだと思うのですけれども、今後、どのようなスケジュール感を持って進めようと考えていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○岡課長 まず、雇用保険、労働保険については、今、一応、リアルに、一堂に会してと考えておるのですけれども、どうしてもオンラインでないと難しい、あるいはそちらのほうが便利だということであれば、そういう方向性もあり得るのかなとは思っています。いずれにしても、1回やってみないとということはあるかと思ひます。

システムについては、特に雇用保険のほうのシステムはすごく規模が大きくて、実は、この間の法改正のときも、その制度改正に資する改修にすごく時間がかかるという話になったわけです。こちらの英語対応についても、ものすごくニーズが高ければ急いでやる必要が出てくるわけですが、結構改修には時間がかかりますので、それを待ってからというよりは、まずはこの仕組みでやって、その上で、ニーズなども見ながら、必要があれば、システムの改修をという方向になるのかなと。まずはいきなりシステム改修ということには、なかなか難しい点がございます。ただ、将来的には、全体的なデジタルの対応が必要になってきますので、それは外国企業に限らず日本企業もそうですけれども、できるだけ簡便な手続は将来的には検討していきたいなと考えております。

○菅原委員 ありがとうございます。

前者のほうの、質問というか、確認ですが、行政手続の対応に関しての対面原則みたいなものがあるわけではないのであれば、オンライン対応のほうが早いのではないかと思いますので、そうしたことも御検討いただければと思います。

後者のほうは、御指摘のところはそのとおりだと思います。ニーズが少ないのにわざわざお金をかけてシステム改修をする必要はないと思いますので、こういうニーズが今後どの程度増えるかというところの見込みを立てながら、とはいえ、英語入力可能なシステム改修、直接できるようにするということがゴールではないかと思ひますので、御検討いただければと思ひております。

ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

現実の実務の組立てとしては結構大変なところですが、素早く進めていただけたと思っております。まず、整理をして出していただいたこと自体、感謝を申し上げたいと思っております。

最初に、一つお伺いしたいところとして、各自治体、特に東京都田中様から、先ほど、色々なものの詳細をという御質問があったと思います。10月以降、実施していかれる可能性があるかと思うのですが、その中で、先ほどもこういった点は早めに解釈を示してほしい等、お話しいただきました。それ自体は、今後、準備を進めていただくに当たって、重要なポイントになるのではないかと思います。一方で、東京都以外も、もしかすると当てさせていただかないとお話しにくい部分もあるのではないのかとも思います。個別対応でこういうことができるのか・できないかといったことや、ワーキングといつつ、相談の場みたいになってしまうかもしれませんが、何かお感じのところがあるかを各自治体の御担当者様にお伺いしたいと思っております。東京都田中様は既にある程度はお話しただいたので、追加していただくところがあればお話しただいて、特になければ、そのほかの自治体の方々にコメントをいただければと思っております。

○中川座長 それでは、各自治体の方々、御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。完全によろしいということでしょうか。

○久保田特区担当課長 札幌市でございます。

札幌市としては、特段、今の時点で確認したい事項はございません。

機会をいただきまして、ありがとうございます。

○中川座長 柏木様、お願いします。

○柏木グループ長 大阪府です。

計2回、御担当者様と実務の調整をさせていただいておりますので、その点で、今のところ、問題点は出てきておりません。

御配慮いただきまして、ありがとうございます。

○中川座長 福岡市、お願いします。

○塩田係長 福岡市です。

福岡市も、実務の関係の打合せを進めさせていただいておりますので、問題があるとは思っておりません。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。どうもありがとうございます。それぞれ、課題整理を進めていただいているということで良かったのかと思っております。

厚生労働省様に、本日出てきた議論の中で私のほうで気づいた点ですが、一つが、オンラインの活用の部分です。オンライン自体については、かなり多方面の分野でと言いますか、規制改革推進会議でも、書面・押印・対面の見直しとして、コロナの初期から取り組

んできたテーマでもあります。デジタル臨時行政調査会などでも、かなり多面的に見直しも実施をしております。かなり多くの領域で利用できる技術でもあるだけでなく、実務としても色々行われていっている部分もあるのかと思っております。特に、この会議がこのように開かれていること自体、対面でなくても色々できることが多いということは、直接、参加者全体で共有できていることなのではないかとも思います。もちろん、内容によって、突っ込んでディスカッションをするときに、面と向かっていたほうがやりやすいようなテーマもあるような気はいたしますが、一方で、今回のテーマは、比較的技術的な確認事項である場合が多いかなと思っております。会社の方などからすると、おそらく、こういう届出等のところでは、実質的な議論を展開して戦わせてという話ではないと思われることも多いのではないかとと思います。そのようなテーマであることからすると、できる限り、オンラインでできる部分は、役所側の御対応も、そうしていただいたほうが、リソースとしては、いいのではないかと思いました。まず、このテーマのオンラインについては、もちろん色々な準備が間に合わないのが最初のタイミングでできないということはあるかもしれませんが、早めに実施できるようにしていただいたほうが運用は安定するのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

厚生労働省お願いいたします。

○重永課長 年金、オンラインの関係で、年金機構については、過去の情報流出の関係で、インターネット利用が業務上制約されているという点ではありますが、オンラインで何か相談をしたいというときに、ワンストップセンターに年金機構の職員が出向いてそこでオンラインで対応することは、ワンストップセンターの中にそういう設備があれば、対応可能だと思いますので、可能な範囲で検討していきたいなと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

ちなみに、そうすると、年金以外はオンラインはできることになるのでしょうか。年金はそもそも全体としてインターネット利用がということで、このテーマからいきなりそこを改革するのか難しいことかもしれませんが、そのほかの、テーマと言いますか、項目の関係では、よろしいのでしょうか。順次、準備されるということでもよろしいのでしょうか。

○岡課長 細かい点は色々詰めないといけないのであれですけども、ウェブ会議形式で色々確認させていただくとか、色々なやり方はできるかと思っておりますので、そこは検討していきたいと思えます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。今の時点で急に質問したので、難しいとは思いますが、非常に前向きな御回答をいただいたと思っております。

最終的に、英語のミスがあったような場合、英語と言いますか日本語訳を間違えていたような場合について、これは誰の責任になるのかもあるかと思うのですが、どういう責任関係になり得るのでしょうか。

もう一つですが、例えば、技術的な事項については、一応会社に何らかの確認をして異議がなければ、その内容を正として取り扱うことにするといった前提がないと、表現のニ

ュアンスなども含めて、一意的に、誰からもコメントがつかないような形で、翻訳作業を全件について行うことは難しい可能性があると思います。そういう問題が生じる可能性があるとは思いますが、そういうときに、比較的自治体の方々にとっても安心して業務に従事していただけるように、どういう形の当事者の関係になっているのでしょうか。サポートセンター側の責任があるということだとしても、それを合理的に利用者側のある種の負担だという形に整理できる余地があるのかについて、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岡課長 例えば、雇用保険の場合でいきますと、数字はもちろん日本語も英語も変わらないので、名前や事業所の住所とかを日本語に変換してそれを入力するということで、もしそれが住基ネットの情報と違うとかということであれば、またそこで確認させていただきます。ワンストップサービスのスタッフの方に何か責任が生じるということは、あまり想定はされないのではないかなと思っております。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。今おっしゃっていただいたこと自体は、多分、自治体の方々も御心配される可能性があるところだと思います。そういうことにならないように、照らし合わせなども含めて、最終的に国でもチェックをされるので、そこは安心していただきたいというメッセージのようにもお伺いしました。そうであれば十分に御安心して色々と進めていただけるのではないかと思います。

少し長くなりましたが、以上です。

○中川座長 それでは、会議室から手が挙がっていますので、お願いします。

○阿曾沼委員 順天堂大学の阿曾沼でございます。

厚生労働省さん、御説明をありがとうございます。早い措置を講ずるということで御対応いただいていること、感謝申し上げます。

ただ、委員の方々とのやりとりを聞いて、ユースケースを漏れなくチェックした上で、ワークフローをきちんとしたフローチャートとして整理されているのかについて大変不安に感じました。今後のスケジュールで9月中旬までという、2週間ぐらいしかありません。9月中に、事務の流れのワークフロー、運用のフローがきちんと固まらなければいけないと思いますが、今日の質疑応答を聞いていると大変不安になります。9月中旬を目途に御協議される上で、皆さんで共有出来る、そして漏れなくユースケースを踏まえたワークフローチャートができていのでしょうか。厚生労働省さんのほうでお作りになられると思いますが、その点について、お伺いしたいと思います。

○岡課長 ありがとうございます。

今日の説明がおぼつかなくて、御不安を抱かせたのかもしれませんが、担当者のほうで各自自治体とこれまでに2回打合せをさせていただいた中で、書面を見せながら、指さし確認で、こういった流れでということ、御相談させていただいているところです。現場では、そういったことで進めさせていただいております。その上で、今度、9月の中旬には、実際に集まってやってみるということで、最終的な確認をしていこうと考えてご

ざいます。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

各委員から色々な御指摘が出ていましたし、ユースケースについて、議論されていない部分も出てきたように感じますので、その辺を踏まえた修正も含めて、早急に御対応いただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、厚生労働省におかれましては、御検討いただきまして、ありがとうございます。

10月の開始に向けて、関係自治体で十分な準備期間が確保できるよう、利用者が不利益を被ることがないように、引き続き詳細の検討・調整を早急にしていただければと思います。

また、本日は、実際に、事業と言いますか、措置を実施するために、必要な通知の案は具体的には示されておりませんので、具体的な部分が不明確だったことから、こちらについても、実施前に内閣府の事務局に提示していただいて、事務局において内容を確認していただければと思います。

4エリアで運用を開始する手続の実績については、きちんと検証して、今日の厚生労働省のお答え方からすると、基本的には、金融・資産運用特区自治体に限るつもりはなくて、ワンストップセンターなどの物理的な用意が整っている特区については、広げていく、適用していくおつもりがあるというお答えだったと思います。そうだとすると、特区全体に対してこれを適用するというお考えだと整理をしてもいいのかなとも思うのですが、ひとまずはこの4自治体からスタートをする形で実施していただくと理解しました。

自治体の支援が前提になっておりますけれども、それに依存したアナログの対応によらない、各委員からも御指摘がありましたけれども、より効果的かつ効率的な英語での手続完結が可能となるよう、まずは今の業務をオンラインでできないだろうかという御検討、もう少し中長期的なシステム化や人材育成の在り方につきましても、引き続いてしっかりと御検討をしていただいて、将来像をお示しいただきたいと思います。

本手続は、厚生労働省が、独自に国家戦略特区の4自治体を指定して、独自に措置を講じるものだとお聞きしておりますが、内閣府の事務局においては、提案自治体から運用改善等について御相談があれば、この4自治体に限らず、金融・資産運用特区の担当である金融庁と協力しながら、適宜フォローアップをしていただきたいと思います。

本件につきまして、何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、これをもちまして「行政手続きの英語対応」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございます。